

平成27年10月の高知県人事委員会勧告の趣旨に沿って一般職員の給料表について改正するもの。

(可決 全員一致)

▼津野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

高幡東部汚泥再生処理センターの仮稼働開始に合わせ、高度四万十し尿処理施設の稼働を停止する。仮稼働後、西地域のし尿は東地域と同じく汚泥再生処理センターで処理することから手数料等の統一を図るため所要の改正をするもの。

(可決 全員一致)

▼津野町税条例等の一部を改正する条例

「総務省自治税務局通知」に基づき、個人番号を記載しない取り扱いとした手続分について、津野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもの。

(可決 全員一致)

▼津野町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法及び関係政省令の改正により、小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行されるため、所要の改正をするもの。

(可決 全員一致)

▼津野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法及び関係政省令の改正により、介護予防認知症対応型通所介護における「運営推進会議」の設置などについて、所要の改正をするもの。

(可決 全員一致)

その他の議決

▼高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更

高知県市町村総合事務組合の構成団体である仁淀川中央清掃事務組合が施設の老朽化に伴い平成28年3月31日で解散することから、脱退について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

(可決 全員一致)

▼高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分

仁淀川中央清掃事務組合の脱退に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

(可決 全員一致)

▼津野町過疎地域自立促進計画の策定

過疎地域自立促進特別措置法の期限延長に伴い、本町が過疎地域に指定されていることから、同措置法第6条第1項の規定により、別冊「津野町過疎地域自立促進計画」を定めるに当り議会の議決を求めるもの。(計画期間平成28年4月1日～平成33年3月31日)

(可決 全員一致)

▼辺地に係る総合整備計画の変更

郷辺地において林道整備事業の追加により計画を変更するもの。

(可決 全員一致)

▼津野町公の施設の管理に係る指定管理者の指定

郷地区集落活動拠点施設の指定管理者として「郷地区活性化委員会」を指定。

(可決 全員一致)

活動促進施設の指定管理者として「はやまの茶屋」を指定。(可決 全員一致)

▼平成27年度津野町葉山運動公園総合センター整備工事請負契約の変更契約の締結

当施設及び敷地内の排水処理対策として排水施設を追加計上すること等を含め契約を変更するもの。

(可決 全員一致)

▼平成27年度第5号町道本村線道路改良工事請負契約の変更契約の締結

平成28年度に本村側の橋台を川ノ内側から仮設道路を造成し施工するため、逆台形直積擁壁を途中までの施工とし、この逆台形直積擁壁の数量減に伴い契約を変更するもの。

(可決 全員一致)

▼津野町道の路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定に基づき町道の8路線を